

島根労働局発表  
令和4年7月27日

担当	島根労働局職業安定部職業対策課 課長 後藤 宏光 地方障害者雇用担当官 佐藤 勇生 TEL 0852-20-7021
----	---

## 出雲市内建設業初の「障害者雇用に関する優良な中小事業主」を認定しました ～もにす認定 出雲市内建設業 第1号は 株式会社 中筋組～

島根労働局（局長 宮口 真二）は、このたび「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づく、障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度（以下「もにす認定制度」）で島根県内第7号の認定を行いました。

受賞事業主の認定式は、以下のとおり行います。

「もにす認定制度」とは、障害者雇用の促進および雇用の安定に関する取り組みの実施状況などが優良な中小事業主を厚生労働大臣が認定する制度で、令和2年4月から実施しています。

この認定制度により、認定企業が障害者雇用における身近なロールモデルとして認知されることで、地域における障害者雇用の取り組みの一層の推進が期待されます。

また、認定されると、自社の商品・サービス・広告などに「認定マーク」を表示することができ、日本政策金融公庫の低利融資対象となるほか、島根労働局ホームページへの掲載など、周知広報の対象となるなどのメリットがあります。認定をご希望される事業主の方は、必要書類を主たる事業所を管轄する労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。



認定マーク【もにす】

共に進む(ともにすすむ)という言葉に由来し、企業と障害者が共に明るい未来や社会に進んでいくことを期待し、名付けられたものです。

### ○認定式

- 1 日 時 令和4年8月1日（月）15時から
- 2 場 所 松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎5階  
島根労働局専用大会議室
- 3 受賞事業主 株式会社 中筋組 代表取締役社長 中筋 豊通  
(出雲市姫原町262番地)

# 「働きがいと夢のある挑戦の場がここにある」

株式会社 中筋組（出雲市）

- 障害のある社員 3 名（重度身体障害者 1 名、精神障害者 2 名）を雇用しており、令和 3 年 6 月 1 日現在の実雇用率は法定雇用率（2.3%）の 1.8 倍を超える 4.26% となっており、令和 4 年度においても継続して雇用している。
- 現場監督業務に従事していた労働者が視神経の疾病により重度の視覚障害者となつた際、当該労働者の雇用を維持するため、当該労働者の障害特性に応じた業務をつくり出したことが障害者雇用のはじまりとなった。なお、当該労働者は、島根県雇用促進協会表彰、厚生労働大臣表彰を受けるなど、模範的な職業人として認められている。
- その後、就労支援機関からの依頼をきっかけに、精神障害者を雇用した。
- さらに、近隣の養護学校が、生徒の一般企業への就職を目指すための職場実習を実施していることを知り、社会貢献の一環として、生徒の職場実習（社屋の清掃・事務作業補助業務）を受け入れた。  
職場実習の実施にあたっては、養護学校の先生と綿密な打ち合わせなどを実施し生徒本人の障害特性や体力面などを考慮した実習を行った。実習終了後、当該養護学校の生徒の採用に向け、それまで社員が行っていた社屋の清掃業務を集約するなど当該生徒のための業務を創出し、採用を実現した。
- 当該養護学校の生徒の採用後も、養護学校及び障害者就業・生活支援センターと連携し、定期的に支援会議を行い、障害特性に配慮し、落ち着いて業務を修得できるよう配慮しており、順調に職場へ適応できている。
- 障害者就業・生活支援センターの支援担当者とは、信頼関係が構築されており、定期的な面談の実施や障害のある社員及び企業側の困りごとにに対する相談がいつでもできる体制が整っている。
- 就業規則に障害者雇用に関する項目を盛り込んでいることや、時間単位の年次有給休暇、傷病休暇などを制度化するなど、障害のある社員のみならず、働きやすい職場環境を整備している。

【事業内容】 総合工事業(土木・建築・港湾・下水道工事)

【所在地】 島根県出雲市姫原町262番地

【従業員数】 118 名

# 障害者雇用に関する優良な取り組みを行う 中小事業主への認定制度を始めました！

「障害者雇用に関する優良な中小事業主に対する認定制度」は、厚生労働大臣が障害者の雇用の促進や安定に関する取り組みなどの優良な中小企業を認定する制度です。

## 認定事業主となることのメリット

### ● 認定マークを使用できます！

自社の商品・サービス・広告などのほか、ハローワークの求人票に障害者雇用優良中小事業主認定マークを表示することができます



### ● 厚生労働省・都道府県労働局・ハローワークによる周知広報の対象となります！

厚生労働省と都道府県労働局のホームページに掲載され、社会的認知度を高めることができます

また、認定事業主に限定した合同説明会などを企画する場合があります

御社の魅力を広くアピールすることができ、求職者からの応募の増加が期待できます

### ● 日本政策金融公庫の低利融資対象となります！

日本政策金融公庫の「働き方改革推進支援資金」の低利融資の対象となります

障害者雇用の取り組みに必要な設備資金や長期運転資金に使用できます

詳細は日本政策金融公庫へお問い合わせください

### ● 公共調達などの加点評価を受けられる場合があります！

地方公共団体の公共調達および国と地方公共団体の補助事業の加点評価を受けることができる場合があります

詳しくは公共調達などを実施している地方公共団体などにお問い合わせください

など



「認定事業主」になるにはどのような手続きがありますか？

### A 都道府県労働局またはハローワークに申請が必要です！

認定の申請は、必要書類を主たる事業所を管轄する都道府県労働局またはハローワークに提出してください。必要書類は厚生労働省ホームページからダウンロードできます。

審査の結果、認定基準を全て満たしていることが確認された場合は、各都道府県労働局から認定通知書を交付します。※詳しい認定基準については裏面をご参照ください

なお、認定審査には3か月ほどお時間をいただいています。

障害者雇用優良中小事業主

検索

(URL) <https://www.mhlw.go.jp/stf/monisu.html>



厚生労働省・島根労働局・ハローワーク

LL020702障1

## 障害者雇用優良中小事業主の認定基準項目

①以下の評価基準に基づき、20点（特例子会社は35点）以上得ること  
(取り組み関係で5点以上、成果関係で6点以上、情報開示関係で2点以上を得ること)

②法定雇用率を達成していること

雇用義務がない場合でも、雇用率制度の対象となる障害者※を1名以上雇用していること

※就労継続支援A型事業所の利用者は除く

③過去に認定を取り消された場合、取り消しの日から起算して3年以上経過していること

④障害者雇用促進法と同法に基づく命令その他の関係法令に違反する重大な事実がないこと

※このほかにも条件がありますので、詳細は厚生労働省ホームページをご覧いただきか、都道府県労働局、ハローワークへお問い合わせください。

大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点	大項目	中項目	小項目	評価基準	評価点
取組 (アウト プット)	体制 づくり	①組織面	特に優良	2点	成果 (アウト カム)	数的側面	⑪雇用状況	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		②人材面	特に優良	2点			⑫定着状況	良	2点
			優良	1点				特に優良	6点
	仕事 づくり	③事業創出	特に優良	2点			⑬満足度、 ワーク・エン ゲージメント	優良	4点
			優良	1点				良	2点
		④職務選定 ・創出	特に優良	2点			⑭キャリア 形成	特に優良	6点
			優良	1点				優良	4点
		⑤障害者就 労施設等 への発注	特に優良	2点				良	2点
			優良	1点					
	環境 づくり	⑥職務環境	特に優良	2点		情報 開示 (ディス クリー ジャー)	⑮体制・仕事・ 環境づくり	特に優良	6点 (満点24点)
			優良	1点				優良	2点
		⑦募集・採用	特に優良	2点			⑯数的側面	特に優良	1点
			優良	1点				優良	2点
		⑧働き方	特に優良	2点			⑰質的側面	特に優良	1点
			優良	1点				優良	2点
		⑨キャリア 形成	特に優良	2点				優良	1点
			優良	1点					
		⑩その他の 雇用管理	特に優良	2点			⑪合計の合格最低点	6点 (満点6点)	
			優良	1点				20点 (満点50点)	
取組関係の合格最低点			5点 (満点20点)						

この認定制度を通じて、企業の社会的認知度を高めることができるとともに、地域で認定を受けた事業主が障害者雇用の身近なロールモデルとして認知され、地域全体の障害者雇用の取り組みが一層推進されることが期待できます。

また、障害者雇用の促進と雇用の安定を図ることで、組織における多様性が促進され、女性や高齢者、外国人など、誰もが活躍できる職場づくりにつながります。

詳しくは、島根労働局、ハローワークへお問い合わせください。



企業と障害者が、明るい未来や  
社会の実現に向けて

「ともにすすむ」  
という思いをこめて、愛称を  
「もにす」と名付けました。